

国官技第282号

平成18年3月31日

各地方整備局長 あて

北海道開発局長 あて

国土交通事務次官

地方整備局工事技術検査要領について

地方建設局工事技術検査要領（建設省技調発第318号 昭和63年5月31日）の一部を別添のとおり改正したので、遺憾のないよう実施されたく、命により通知する。

別添

地方整備局工事技術検査要領

(目的)

第 1 この要領は、地方整備局の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もつて工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第 2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 11 第 2 項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において地方整備局長（以下「局長」という。）及び事務所の長（以下「事務所長」という。）が必要と認めたときは、技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第 3 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、技術・評価課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、局長が命ずる者。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずる者。

(技術検査の方法)

第 4 第 3 の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査官は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命)

第 5 技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式の技術検査復命書により、第 3 第一号に該当する者にあつては局長に、第 3 第二号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。局長または事務所長は、復命書のうち必要な事項について、別に定めるところにより、請負者に通知するものとする。

(工事成績の評定)

第 6 技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施工状況等を把握する者（以下、「技術評価官」という。）は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価官は、総括的な技術評価を行うもの（以下、「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行うもの（以下、「主任技術評価官」という。）とする。

3 技術評価官は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自らこれにあたるものとし、主任技術評価官は、当該工事を所掌する地方整備局の事務所の出張所の長（以下「出張所長」という。）又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、局長が命ずる者とする。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自ら、もしくはその他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所長が命ずる者とし、主任技術評価官は、出張所長、又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、所長が命ずる者とする。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式 2

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇工事事務所長

〇 〇 〇 〇

請負工事

完 成
既 済 部 分
中 間

 第 回 技術検査結果通知書

平成〇年〇月〇日に実施した（完成、既済部分第 回、中間）技術検査の結果を通知します。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 技術検査日 平成 年 月 日

4 技術検査の結果

5 問い合わせ先

（本官の場合）〒〇〇-〇〇〇 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地

国土交通省〇〇地方整備局技術調整管理官 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇

（分任官の場合）〒〇〇-〇〇〇 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地

国土交通省〇〇地方整備局〇〇工事事務所技術担当副所長〇〇宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇